

2016年7月6日

バーゼル銀行監督委員会市中協議文書「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直し」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から去る4月6日に公表された市中協議文書「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直し」に対し、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

《総論》

1. レバレッジ比率の枠組み見直しによる資本賦課水準の引上げは回避すべき。

今回の市中協議案には、レバレッジ・エクスポージャーの増加に繋がる提案が複数盛り込まれており、実質的な資本賦課水準の引上げとなる懸念がある。また、G-SIBs に対する最低要件の上乗せは、さらなる資本賦課水準の引上げに他ならない。

すでに、GHOS における合意にもとづいて、バーゼル委員会は「一連の規制見直しが全体として大幅な資本賦課水準の引上げとならないよう」調整を行うことを明らかにしており、G20 等もこれを支持している。こうした背景を踏まえ、バーゼル委員会は、本件市中協議を含めた規制全体としての資本賦課水準について、大幅な引上げとならないよう十分な調整を行うべきである。

2. レバレッジ比率規制は、あくまでリスクベースの自己資本規制を補完するものであり、リスクベースの自己資本規制より制約的であってはならない。

市中協議文書に明記されているとおり、レバレッジ比率の目的は、銀行システムにおける過度なレバレッジ積上げを抑制し、シンプルなノンリスクベースのバックストップとしてリスクベースの自己資本規制を補完することである。

ノンリスクベースのレバレッジ比率規制がより制約的となれば、銀行のリスク

管理高度化のインセンティブを減退させるのみならず、リターンの追求のための低リスクアセットの圧縮と高リスクアセットへの傾斜といった誤ったインセンティブを助長するおそれがある。結果として、バーゼル委員会がその重要性を認識するリスク感応度が大きく損なわれることとなる。

しかしながら、現状、すでに多くの銀行でレバレッジ比率がリスクベース自己資本比率よりも制約的となっており、バックストップとしての位置付けを逸脱している。レバレッジ比率の下では、レポやコール、プレーンなデリバティブ等の低リスク低マージンの取引の採算が相対的に悪化し、資本市場や銀行間取引における流動性に悪影響を及ぼすこととなる。さらに、金融機関が債券等の在庫保有を抑制することにより、マーケットメイキング活動に対する制約ともなる。レバレッジ比率の開示がスタートし、こうした弊害が実際に指摘されているなか、本市中協議におけるレバレッジ・エクスポージャーの増大や G-SIBs に対する上乗せは、こうした状況をさらに悪化させる可能性が大きい。

また、本市中協議においては、オフバランスシート項目の CCF を信用リスクの標準的手法に統一することが提案されているが、リスクベースである標準的手法とノンリスクベースのレバレッジ比率の CCF を統一することは適切ではない。レバレッジ比率がリスクベースの自己資本規制のバックストップであることを考慮すれば、レバレッジ比率の CCF は、信用リスクの標準的手法の CCF よりも低い水準に設定されることが妥当である。また、特にコミットメントについては、多種多様なプロダクトが含まれることから、その特性に応じた適切な取扱いを行うべき。

加えて、レバレッジ比率の枠組みの見直しに際しては、①流動性規制等とのコンフリクト、②TLAC 規制との整合性についても十分な検討が必要である。

① バーゼルⅢにおける LCR やデリバティブのマージン規制等によって、国債やキャッシュ等の保持が義務付けられているが、レバレッジ比率はそうした規制と相反するインセンティブを銀行に付与する。レバレッジ比率がより制約的になると、こうした規制間のコンフリクトをさらに深刻化させることになる。また、流動性規制においては、リテール預金等を始めとする安定的な調達手段の増強を促すような枠組みが構築されているにも拘らず、レバレッジ比率上はリテール預金増強によるバランスシートの増大に対して資本コストを課すこととなる。こうした観点からも、レバレッジ比率がより制約的なものとなってはならない。

- ② G-SIBs に対する TLAC 規制においては、レバレッジ・エクスポージャーを基準とする最低水準が設定されている。このため、レバレッジ・エクスポージャーの増大は、TLAC の最低水準の実質的な引上げとなる。レバレッジ比率の枠組みの見直しにおいては、TLAC 規制に及ぼすインパクトが大きくなりうることもしっかりと考慮すべき。

3. G-SIBs に対するレバレッジ比率最低要件の上乗せに強く反対する

上述のとおり、レバレッジ比率は、リスクベースの自己資本規制に対するバックストップであるべき。ゆえに、レバレッジ比率への上乗せは、バックストップに対するバックストップであり、過剰な枠組みであるため、不要である。

G-SIBs に対しては、すでにリスクベースの自己資本規制において資本サーチャージが課されている。加えて、G-SIBs には FSB の「SIFIs への監督の密度と実効性に関する勧告」に従って多様な、また十分な監督強化が果たされており、この観点からも、これ以上の規制強化は過剰である。

また、すでに G-SIBs の選定指標には「レバレッジ比率におけるエクスポージャー」が加味されており、その指標ウェイトは個別指標 (individual indicator) の中で最大の 20% を占めている。そのため、レバレッジ比率におけるエクスポージャーが大きい金融機関は G-SIBs に選定され、資本サーチャージの対象となる可能性が大きい。

この点に鑑みれば、すでにリスクベースの自己資本規制の枠組み内でレバレッジベースのエクスポージャー拡大におけるディスインセンティブが十分に組み込まれている。G-SIBs に対してさらにレバレッジ比率の上乗せを行うことは、重複的且つ過剰であり、シンプルなレバレッジ比率の枠組みが重要とするバーゼル委のスタンスにも反する。

《各 論》

1. オフバランス項目の CCF

総論に記載のとおり、レバレッジ比率におけるオフバランス項目の CCF を信用リスクの標準的手法における CCF に統一することには反対する。

なお、オフバランス項目におけるコミットメントの定義について、信用リスクの標準的手法の定義との平仄を確保することは支持するものの、市中協議文書「内部モデル手法利用の制約」において提案されている「顧客との契約の有無」のみにもとづく一律の取扱いには強く反対する。コミットメントには多種多様なプロダクトが含まれることから、その特性に応じた適切な取扱いを行うべき。また、会計上の取扱いとの平仄を確保する観点から、コミットメントは、財務諸表において開示されているものに限定すべきである。

オフバランスシート項目に係る CCF は、エクスポージャーの性質に応じて設定されるべき。この中で、特にコミットメント関連取引については、表に記載のとおり、3つの基準（①銀行による無条件の取消可能性、②コミットメントフィーの受領、③引出時の銀行の応諾）により、「通常のコミットメント」、「無条件に取消可能なコミットメント」、「非コミットメント」の3つに区分すべき。

表：コミットメント関連取引の分類

取引の分類	基準			CCF提案 (標準的手法適用時)	(ご参考) 本邦における該当商品
	契約上無条件に取消可能	コミットメントフィーの受領	極度枠利用の都度銀行承認要		
通常のコミットメント	不可能	あり	不要	50%	コミットメントライン
無条件に取消可能なコミットメント	可能	なし	不要	法人向けCCFを少なくともリテール向けと同水準かそれ以下にまで引き下げ	一般当座貸越
非コミットメント	可能	なし	必要	0%	特殊当座貸越

そのうえで、まず、上記3つの基準をいずれも満たす「非コミットメント」については、レバレッジ・エクスポージャーの対象より除外すべき。上記3つの基準いずれも満たす契約について、銀行は顧客に対し何ら信用供与義務を負っておらず、これを「契約の有無」のみをもってコミットメント取引と看做すことは不適切である。顧客は、引出時に銀行に対し借入申込みを行い、銀行は申込みに対し引出可否の判断を行うものであり、通常の新規貸出と同様、銀行は理由の如何を問わず引出を拒否できるもの。

また、本邦では、法人向けの無条件に取消可能なコミットメントの用途は、主に決済用の資金調達であり、取引先の一時的な資金ミスマッチに対応するため、当座預金残高のマイナス（＝極度枠の利用）を許容するもの。ただし、バックストップとしての意味合いの強いプロダクトであり、顧客からコミットメントフィーを受領せず、顧客の信用状態が悪化した場合などには、銀行の判断で自由に与信枠の減額・中止・解約が可能である。実務上は、信用状態悪化を示す兆候があれば、デフォルト前に引出制限、与信枠の縮小・取消、追加担保の徴求を検討・実施し、極度枠の利用が恒常化した場合は、証書貸出等の通常の貸出に移行するプロセスとなっている。このプロセスは、リテール向け無条件に取消可能なコミットメントと同様であり、リテール向けと法人向けの扱いを区分する合理性はない。むしろ、法人向け取引では個別顧客の状況をタイムリーかつ詳細に把握し、信用悪化を早く察知できるため、リテール向け取引に比しリスクは低減されている。

なお、前掲の表における CCF は、信用リスクの標準的手法における全銀協としての提案であるが、レバレッジ比率においては、それよりも低い水準が設定されるべきである。

2. G-SIBs に対するレバレッジ比率の上乗せ

総論に記載のとおり、G-SIBs に対するレバレッジ比率の上乗せには反対するが、万一導入される場合は、すでに自己資本比率規制上で導入済の G-SIBs サーチャージの仕組みとの平仄を踏まえ、レバレッジ比率の上乗せでも G-SIB サーチャージに合わせたスケールリングとすべきであって、一律の上乗せは合理的でない。また、規制のシンプルさを確保する観点から、G-SIB サーチャージ同様にバッファーとし、上乗せ分も Tier1 資本とするのが合理的である。

上乗せ水準に関しても、レバレッジ比率の最低所要水準 3% に対する、自己資本比率規制において全ての国際基準行に求められる所要水準 8.5%（Tier1 比率の最低所要水準 6%+資本保全バッファ―2.5%）の割合である 0.35 を、自己資本比率規制上の G-SIB サーチャージに乗じた水準を目線とすべき。

これは、レバレッジ比率規制の枠組みが、リスクベースの自己資本比率のバックストップとなる考え方とも整合的である。

ただし、信用リスクの標準的手法の見直しに伴うオフバランス項目の掛目（CCF）

や、デリバティブ・エクスポージャーへの SA-CCR 適用もあり、本市中協議案通りに規制が導入された場合、レバレッジ比率の分母が大幅に増加し、レバレッジ比率が悪化する可能性が大きい。加えて、2018 年 1 月から G-SIB に対する上乗せが導入されると、レバレッジ比率維持のために、短期間で大幅な貸出の削減や資産売却が行われ、実体経済や金融市場に対する悪影響が生じるおそれがある。

このため、仮に G-SIBs に対してレバレッジ比率の最低水準を上乗せする場合は、十分な準備期間を確保する必要がある、少なくとも自己資本比率規制上の G-SIB サーチャージ同様に段階的な適用が必要である。

3. その他

(1) 経常的な金融資産の売買について

オプション B を採用したうえで、一部の勘定科目については相殺を認めるべき。

通常の有価証券の売買契約について、市場の規則又は慣行約定日から受渡日まで期間が通常の期間¹である時、経過勘定として計上しているのが有価証券約定未収金であり約定未払金である。実質決済待ちの金額であり、当該勘定科目は、極めて短期間の計上かつ決済リスクは極めて低いことから、現金と基本的には同等の性質である。市場流動性等も考慮し、当該勘定科目については、相殺を認めることが妥当と考える。

(2) 通貨ミスマッチについて

デリバティブ取引における現金変動証拠金の通貨と終了通貨 (termination currency) が一致しない場合のヘアカット適用に反対する。すでに現金変動証拠金による再構築コストの減額要件には、現金変動証拠金の通貨と決済通貨 (settlement currency) が一致していることに加えて、本証拠金が分別管理の対象ではないこと、マスター・ネットリング契約でカバーされていること等が

¹ 通常の期間は、4 営業日以内であり、バーゼルで定める長期決済期間取引にも該当しない。

あり、十分に保守的な取扱いとなっている。これに、終了通貨（termination currency）に関する要件を加えることは過剰と考える。

そもそも、通貨ミスマッチについては、証拠金規制とレバレッジ比率規制で異なる取扱いとすることは、バーゼル委員会が重視する規制の枠組みのシンプルさの向上にも反するものである。

《その他》

信託勘定業務に係る対象資産は、レバレッジ比率の総エクスポージャーの対象外とすべき。

信託銀行（再信託銀行を含む）は、年金基金・投資信託を始めとする他人資産を信託勘定で受託し、その運用や有価証券の決済・管理機能を担っている。その際には、年金給付や解約に備えた余裕資金のほか、運用待機資金として余裕資金を保有することが通常であり、これらの資金は信託勘定から直接コール市場等の短期金融市場で運用されるのが一般的である。

しかしながら、大幅な金融緩和等の結果、短期金融市場が機能低下に陥っており、余裕資金を短期金融市場で運用することが困難となっている。それらの資金は、信託銀行の「信託勘定」から「銀行勘定」を経由して、中銀当座預金に滞留している（＝レバレッジ比率の分母に算入）状態にある²。

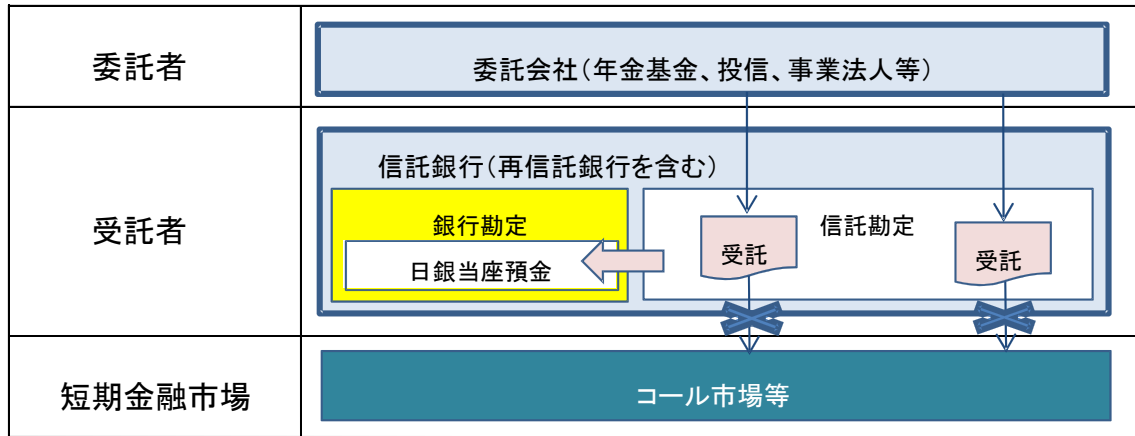
信託銀行には信託目的に沿った運用管理が求められており、通常、余裕資金については、流動性確保の観点から短期金融市場で運用することが求められている³。このため、信託銀行のコントロールの範囲外において、レバレッジ比率規制上の総エクスポージャーが拡大する事態となっている。

レバレッジ比率規制の導入主旨は、「銀行セクターにおけるレバレッジの積み上がりを抑制すること」であり、信託業務における資産運用・管理機能を制限することではないと理解している。こうした点を踏まえ、信託勘定業務に係る対象資産を、レバレッジ比率の総エクスポージャーの対象外とすべき。

² 委託者である年金基金や投資信託等は、日本銀行に当座預金を開設できないため、信託銀行の銀行勘定を経由せざるをえない。

³ 特に、投資信託については、運用裁量権が投信委託会社にあり、信託銀行はその指図にのみ従って信託財産の運用・管理を行う。

Appendix. 信託銀行のイメージ図



以上